

神奈川移行教育をすすめる仲間の会 会則

1、この会は「神奈川移行教育をすすめる仲間の会」とする

2、会の目的

1) 准看護師や医療経営者、看護関係者、国民に移行教育に関する情報を日常的に提供すると共に、質問や要望に応える

2) 移行教育の早期実現を求める運動の共同の場として、准看護師や関係者（経営者・看護管理者を含め）の要望や意見を行政に反映させていく。

3) 移行教育の実施段階を見越して、移行教育所の設置や、具体化支援措置を確立していくための情報交換と共同の場としていく

3、会の構成について

目的に賛同する労働組合、医療関係団体、看護関係団体、看護職、有識者個人などの参加で構成する

4、会の運営について

1) 賛同した団体・個人の中から運営委員を配置する

2) 運営委員の体制について

代表委員…若干名、事務局長…1名、会計担当…複数名、運営委員…若干名とする

3) 運営の事務局を神奈川県医療労働組合連合会（略称：神奈川県医労連）内（保土ヶ谷区岩井町218）に置く

4) 目的に添う具体的な取り組みなどは運営委員会で相談する。

5) 運営委員会は、毎月定例開催（第4月曜日 19:00～）とする

5、会の会計について

1) 取り組み・運動に必要な経費は会費収入等で充当する

2) 会費

団体等…年会費1口3000円

個人（県医労連組合員含む）…年会費1000円

3) 学習会開催の際は参加者から資料代として1科目につき500円を徴収することができる

6、会の中心的な取り組みについて

1) 移行教育相談窓口の開設

2) 移行教育（当面2年課程通信制）学習会の開催

3) 移行教育の早期実現を求める運動や広報活動

4) 当面2課程通信制の養成所を県内に早期に開校させていくための取り組み

7、会則の変更

この会則の変更は、運営委員会または、運営委員会がさだめた全体会で参加者の過半数以上の賛同を得て行う

8、付則

1) この会は、2001年3月3日から施行する

2) 2003年3月1日、2004年4月23日一部改正、

2009年3月7日一部改正、

2013年3月2日一部改正